

特定個人情報保護委員会事務局総務課内部組織規程を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会事務局総務課内部組織規程

(趣旨)

第1条 特定個人情報保護委員会事務局総務課(以下「総務課」という。)の内部組織については、法令に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(課員)

第2条 総務課に、企画官、調査官、課長補佐及び主査を置く。

- 2 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。
- 3 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門事項の調査、企画及び立案を行う。
- 4 課長補佐は、命を受けて、総務課長の職務の遂行を補佐する。
- 5 主査は、命を受けて、総務課長の職務を助け、担任の事務を処理する。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。